

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（551））
2. 日時：平成29年12月20日 13時30分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他3名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、11月7日に提出のあった「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」及び『東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち、「57条 電源設備」及び「1.14 電源の確保に関する手順等」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池について、設置許可基準規則第57条解釈1e)の代替所内電気設備として整理しているが、所内電気設備の位置づけを明確にした上でこれまでの説明との整合性を説明すること。
- 緊急用125V系蓄電池は安全機能を代替する設備を非常用ディーゼル発電機としているが、緊急用125V系蓄電池の使用目的を踏まえ代替する設備（設備の有無も含め）との関係を整理して説明すること。
- 可搬型代替直流電源設備である可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器について、直流変換機能として直流125V充電器A・Bとの位置的分散を考慮していない理由を整理して説明すること。また、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器は、直流125V系蓄電池の負荷に対して電力を供給可能な関係にあるため、同蓄電池との位置的分散を考慮する必要性について整理して説明すること。
- 燃料給油設備である可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリについて、非常用ディーゼル発電機との位置的分散を記載しているが、設置許可基準規則第57条解釈1a) iii)の要求を踏まえ、適合性を整理して説明すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・なし